

改正案	現行
<p>（通信設備以外の許可を要する設備）</p> <p>第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。</p> <p>一 医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業製品のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置する非接触給電を行う設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>（通信設備以外の許可を要する設備）</p> <p>第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。</p> <p>一 医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業製品のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプ並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）</p>

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。)に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項

(2) 電力伝送の方式

(3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

【一】 利用周波数

【二】 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び

不要発射による磁界強度又は電界強度

【三】 送信を許容する最大伝送距離

【四】 送信を許容する最大水平位置ずれ距離

(4) 電波の強度に対する安全施設の状態

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇八 (略)

九 一般用非接触電力伝送装置

(1) 六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。)に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇八 (略)

(一) 利用周波数が六・七五㎐から六・七九五㎐までの範囲にあること。

(二) 送電側コイルと受電側コイルとの間の電磁気的な共振結合現象を用いて非接触で電力伝送を行う装置であること。

(三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎐を超え五㎐以下	五六デシベル	四六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)

一五〇㏫以上四㏫以下	シベルとする。
四㏫を超え一一㏫以下	一四・五デシベルから(一)七デシベルまで (1)
一一㏫を超え三〇㏫未満	(一)七デシベルから〇デシベルまで (2)
	〇デシベルから(一)七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 五二六・五㏫以上一、六〇六・五㏫以下の周波数において  
は、(一)二デシベルとする。

四 六・七六五㏫を超え六・七七六㏫以下の周波数において  
は、四四デシベルとする。

五 六・七七六㏫を超え六・七九五㏫以下の周波数において  
は、六四デシベルとする。

六 二〇・二九五㏫を超え二〇・三八五㏫未満の周波数において  
は、四デシベルとする。

(六) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。)
三〇㏫以上八〇・八七二㏫以下	三〇デシベル

八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 三三・八二五MHzを超え三三・九七五MHz未満の周波数においては、四九・五デシベルとする。

(七) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう、措置されていること。

(八) (三)から(六)までに掲げる高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(九) (七)に掲げる電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。

(十) 第一号の(7)に掲げる条件

(2)

四〇〇MHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一) 利用周波数が四二五MHzから四七一MHzまで、四八〇MHzから四八九MHzまで、四九一MHzから四九四MHzまで、五〇六MHzから五一七MHzまで及び五一九MHzから五二四MHzまでの範囲にあること。

(二) 近接した送電側電極と受電側電極との間の電界結合現象を用い

て非接触で電力伝送を行う装置であること。

(三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎐を超え五〇〇㎐以下	五六デシベル	四六デシベル
五〇〇㎐を超え三〇〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一五〇㎐以上四〇〇㎐以下	一四・五デシベルから(一)七デシベルまで (1)

四MHzを超え一MHz以下	(一) 七デシベルから〇デシベルまで (2)
一MHzを超え三〇MHz未満	〇デシベルから(一) 七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 五二六・五MHz以上一、六〇六・五MHz以下の周波数においては、(一)一デシベルとする。

不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

(六)

周波数帯 (ISM用周波数を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロボルトを〇デベルとする。)
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz	三七デシベル

以下

- (七) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう、措置されていること。
- (八) (三)から(六)までに掲げる高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
- (九) (七)に掲げる電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。
- (十) 第一号の(7)に掲げる条件

十 電気自動車用非接触電力伝送装置

- (1) 利用周波数が七九㎒から九〇㎒までの範囲にあること。
- (2) 送電側コイルと受電側コイルとの間の電磁的な共振結合現象を用いて非接触で電力伝送を行う装置であること。
- (3) 高周波出力の定格値が七・七キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。
- (4) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎒以上五〇〇 ㎒以下	六六デシベルか ら五六デシベル まで ※	五六デシベルから四 六デシベルまで ※
五〇〇㎒を超え五㎒	五六デシベル	四六デシベル

以下		
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロナンペアを〇デシベルとする。）
一〇MHz以上一五〇MHz未満	二三・一デシベル
一五〇MHz以上四MHz以下	一四・五デシベルから（一）七デシベルまで（1）
四MHzを超え一MHz以下	（二）七デシベルから〇デシベルまで（2）
一MHzを超え三〇MHz未満	〇デシベルから（一）七デシベルまで（1）

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 七九MHzを超え九〇MHz以下の周波数においては、六八・四デシベルとする。

四 五二六・五MHz以上一、六〇六・五MHz以下の周波数においては、（一）（二）デシベルとする。

五 一五八MHzを超え一八〇MHz未満、二三七MHzを超え二七〇MHz未満、

三一六㎐を超え三六〇㎐未満及び三九五㎐を超え四五〇㎐未満の周波数帯における許容値は、この表に規定する値に、それぞれ一〇デシベルを加えたものとする。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下でること。

周波数帯（ISM用周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎐以上八〇・八七二㎐以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎐を超え八一・八八㎐未満	五〇デシベル
八一・八八㎐以上一三四・七八六㎐以下	三〇デシベル
一三四・七八六㎐を超え一三六・四一四㎐未満	五〇デシベル
一三六・四一四㎐以上二三〇㎐以下	三〇デシベル
二三〇㎐を超え一、〇〇〇㎐以下	三七デシベル

(7) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、措置されていること。

(8) (3)から(6)までに掲げる高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9) (7)に掲げる電波の強度に対する安全施設の状態については、総務

大臣が別に告示する。

第一号の(7)に掲げる条件

(11)【10】  
筐体の見やすい箇所、その装置による非接触給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〇七 (略)

八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)並びに第五号の(2)に掲げる事項

(2) 利用周波数の設計値

(3) 高周波出力の設計値

(4) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

(5) 電波の強度に対する安全施設の状態

二〇五 (略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〇七 (略)

二〇五 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。